

# 安全保障貿易管理の執行と 輸出管理内部規程 (ICP)

2017年3月2日 貿易経済協力局 貿易管理部

## 目次

- 1 輸出管理内部規程(ICP)
- 2 輸出者等遵守基準
- 3 輸出者等の内部審査手続の流れ
- 4 輸出管理内部規程(ICP)整備の効果
- 5 輸出管理内部規程 (ICP) の実施状況確認
- 6 法令遵守立入検査

## 1 輸出管理内部規程(ICP)



- 輸出や技術提供について一連の手続を規定するとともに、外為法等の関係法令を遵守し、 違反を未然に防ぐための内部規程。
- 輸出者等が自ら定める組織の内部規程であり、自主管理を行うための"任意"のもの。
- 経済産業省への届出制度(任意)がある。規程内容が適切な場合、輸出管理内部規程受理票(ICP受理票)を発行。

#### 届出のメリット

- ✓ 包括許可が取得可能(「一般包括許可(いわゆるホワイト包括)は除く)。
- ✓ 担当者のメールアドレスに安全保障貿易管理HPの更新情報(制度改正情報など)が逐次メールで配信される。
- ✓ 自主管理体制を整備した企業や大学・研究機関としてPRが可能となる。

	2010	2011	2012	2013	2014
届出事業者数	1,430	1,445	1,463	1,450	1,451

I C P: <u>I</u>nternal <u>C</u>ompliance <u>P</u>rogram の略

### 【参考】包括許可の種類



#### 個別許可

▶ 取引毎の輸出許可

### 包括許可

- > 3年の期間、複数の取引に有効
- ▶ 輸出者の自主的な輸出管理が前提

### 一般包括許可

• ホワイト国(27カ国)向けを限定とした、貨物・技術の機微度が比較的低い 品目

### 特別一般包括許可

- 一定の仕向地(非ホワイト国を含む)・貨物・技術の機微度が比較的低い 品目の組み合わせに適用される
- 輸出管理内部規程 (ICP) の実施及び事前検査が要件

### 特定包括許可

- 継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出
- 輸出管理内部規程(ICP)の実施及び事前検査が要件

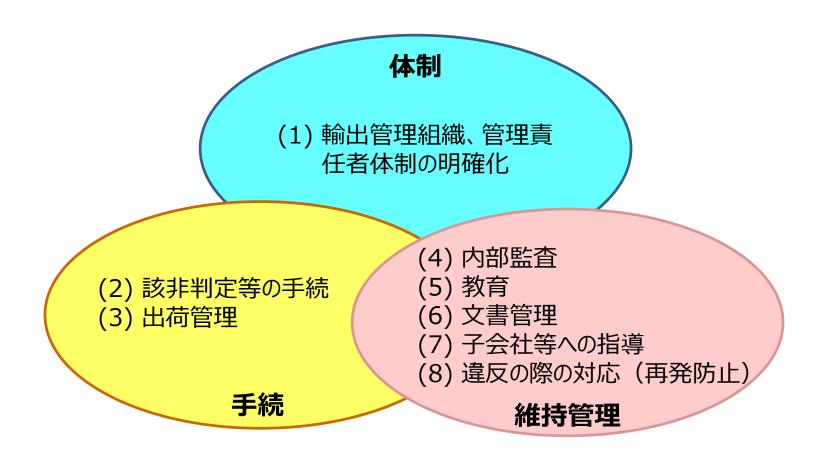
### 特定子会社包括許可

- 企業の海外子会社向けに対する一定の品目の輸出
- 輸出管理内部規程 (ICP) の実施及び事前検査が要件

### 1-2 輸出管理内部規程(ICP)の主要項目



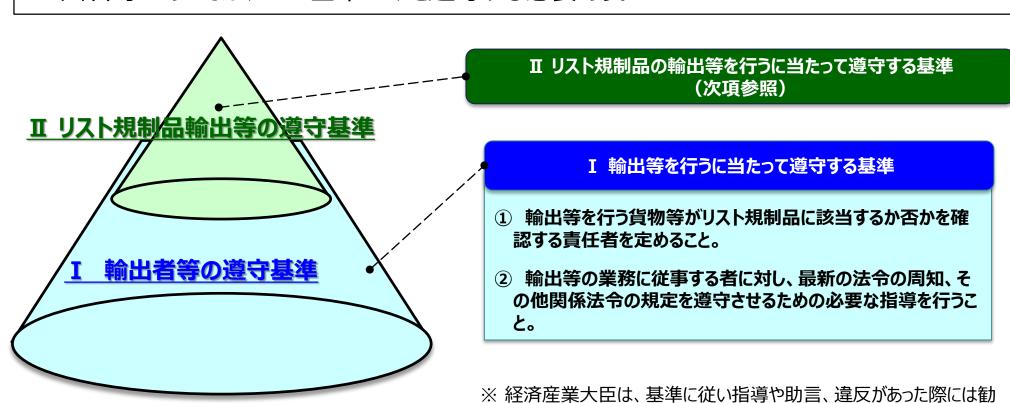
● 経産省は輸出者に対し、輸出管理内部規程(ICP)において、3つの主要項目の導入 を要請している。



### **2-1** 輸出者等遵守基準(2010年4月1日施行)



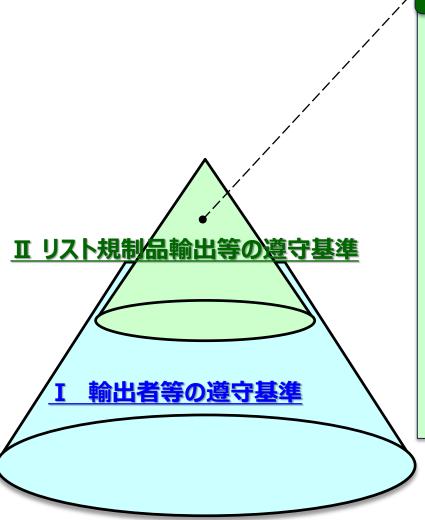
- 業として輸出・技術提供を行う者(輸出者等)は、輸出者等遵守基準に従って、適切な 輸出・技術提供を行う必要あり。(外為法第55条の10第4項)
- 安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等を扱う輸出者等にあっては、I及 びⅡの基準を遵守する必要あり。なお、特定重要貨物(リスト規制品)等は扱わない輸 出者等にあっては、Iの基準のみを遵守する必要あり。



告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)

### 2-2 リスト規制品輸出等の遵守基準





#### Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- 1 組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。
- ② 組織内の輸出管理体制 (業務分担・責任関係) を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続を 定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済 産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。
  - ※ 許可例外の輸出等のみを行う者は、⑨のみの適用。.
    - ※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象)

### 2-3 輸出管理内部規程(ICP)と輸出者等遵守基準



### I. 輸出者等の遵守基準

(輸出者等遵守基準)

Ⅱ. リスト規制品輸出・技術提供の遵守基準

(輸出者等遵守基準)

Ⅲ. 輸出管理内部規程(ICP)

(外為法等遵守事項)

業として輸出等を行う者がすべて対象

リスト規制品の輸出等を行う者が対象

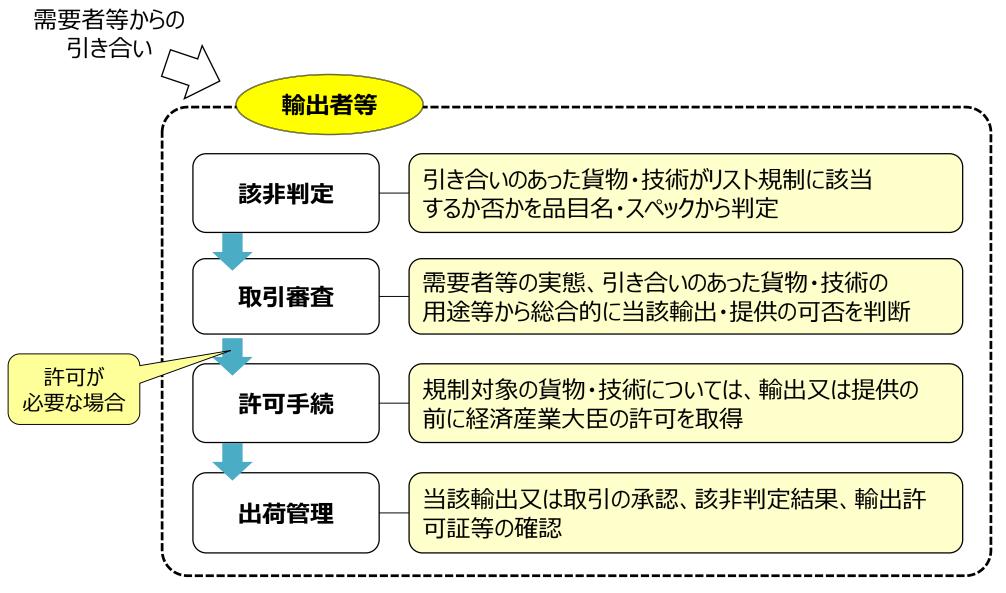
### 輸出管理内部規程(ICP)

- "輸出管理内部規程(ICP)の届出について"通達にある「外為法等遵守事項」の『基本方針』と『個別事項(8項目)』のすべてを含み、最新の法令・制度に基づく内部規程であれば、原則、輸出者等遵守基準のI及びIIは満たすものとなる。
- ○Ⅱとの違い

監査、研修、文書保存が努力義務ではなく 必ず実施する規定となる。

## 3 通常想定される輸出者等の内部審査手続の流れ





## 4 輸出管理内部規程(ICP)整備の効果

⑧報告及び再発防止



■ I C P は、輸出管理において発生が想定される様々なリスクを回避するために有効。

#### 違法輸出の要因の回避 ICPの基本的事項 (外為法等遵守事項) 輸出管理上 A 体制 のリスク ①輸出管理体制、 責任体制の 整備・明確化 (業務分担、委任範囲 の明確化) 出荷管理の 【輸出手続】 貨物等の審査 顧客・用途の B 手続 輸出 出荷管理 (該非判定) 審査 ②取引審查 (該非判定を含む) 参照すべき 見制リストの 許可条件等 の未遵守 顧客・用途の審査に 関する不適切な判断 ③出荷管理 C 維持管理 ・手続を内部に 4)監査 周知·徹底 ⑤教育(研修) ・違反防止及び早 6資料管理 期発見·再発防止 ⑦子会社等の指導

### 【参考】該非判定とは



輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)が リスト規制貨物等に該 当するか否かを判定すること。

第2項 は製造に用いら

れる工作機械そ

1 数値制御を行 うことができるエ 作機械

2 測定装置(工

測定装置として 使用することがで

きるものを含

む。)

作機械であつて、

って、次に掲げる 号

#### 品目名と仕様(技術スペック) により該非判定

#### 輸出令 別表第1 対象貨物

項番	輸出許可品目名				
2 原子	л				
(1)	核燃料物質・核原料物質				
( 2)	原子炉・原子炉用発電装置等				
(12)	1_数值制御工作機械 2_測定装置				

①輸出令で品目名を確認

①②とも該当する場合は リスト規制貨物に該当

②貨物等省令で仕様 (スペック)を確認

※該非判定は、ダブルチェック体制で行う

\* 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。

\*安全保障貿易管理HPの「輸出令及び貨物等省令のマトリクス lにより参照可能。

#### 輸出令及び貨物等省令のマトリックス

輸	輸出令第2項 貨物等省令第1条		
項番	項目	項番	項目
		17.	輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

省令「おすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイから 第1条 までのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。) (12) の他の装置であ 十四

> イ 旋削をすることができる工作機械であって、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当する ものを除く。)

- (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測 定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のも
- (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの
- (三)棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであって、次 の1及び2に該当するもの
- 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの
- 2 チャックを取り付けることができないもの

ロ フライス削りをすることができる工作機械であって、次の(一)から(三)までのいずれかに該当・ るもの((四)に該当するものを除く。)

- (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直 きの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの
- (二)輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

### 【参考】取引審査とは



● どのような相手か(引合い先、需要者の確認)、どのような用途に使うのか(具体的な用途の確認)等のチェックを行い、当該取引を進めて良いか否かを判断すること。

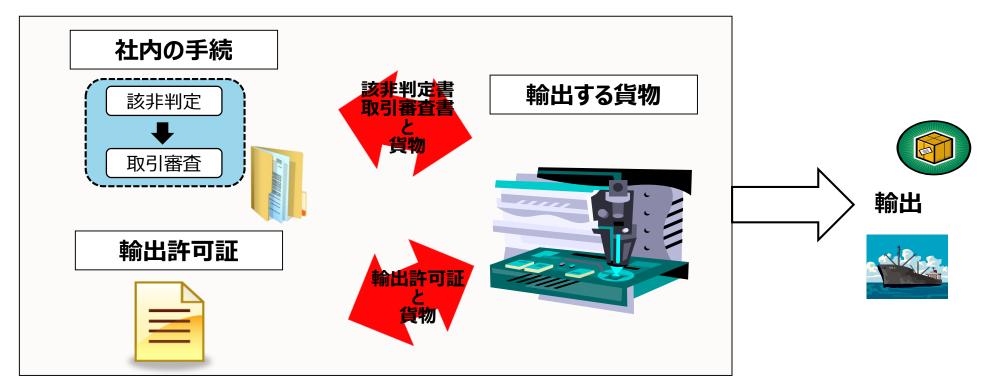
### 取引審査にあたっての留意点

- ✓ 組織内での確認のための書式(帳票類)を定める。
- ✓ 決裁者・担当者の責任範囲を明確にする。
- ✓ 取引を進めて良いか否かを判断する責任者(取引の最終判断権者)を 定め、 最終判断権者まで決裁を得る。
- ✓ 国内取引であっても、輸出等をされることが明らかな場合には、直接輸出と同様の 審査を行う。

## 【参考】出荷管理とは



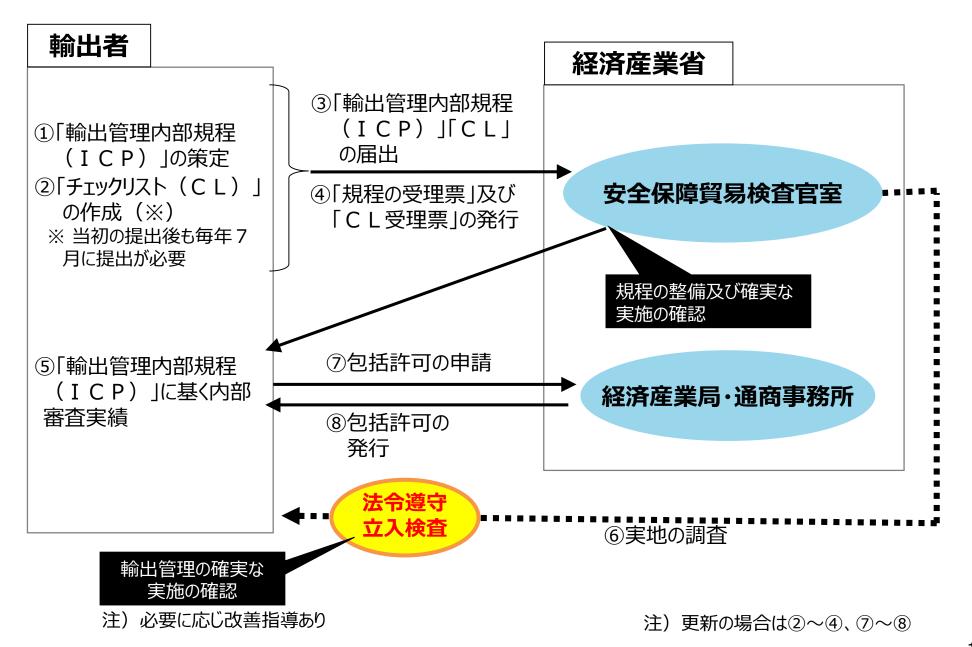
- 貨物の出荷前に、「貨物の同一性の確認」、「輸出許可証の有無の確認」等、所要の手続きが済んでいるかどうかを確認すること。
- 出荷時のチェック結果は、輸出管理部門(者)に報告すること。



出荷の確認は、違反の未然防止の最終関門!

## **5 輸出管理内部規程(ICP)の実施状況確認**





### 6 法令遵守立入検査



- 適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立 入検査」を実施。
- 違反の有無に関わらず包括許可保有者などに対して実施される。
- 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の項目に従って、内部規程の整備状況及び実際の取り組み状況を検査。
  - ✓ 毎年100社以上の輸出者の事務所に検査官が訪問して実施。
  - ✓ 検査実施後には、必要に応じて口頭または文書による改善指導等を行う。
    - ①改善指導 輸出者が外為法に違反していた場合や「輸出者等遵守基準」の要件または I C P を適切 に実施していなかった場合
    - ②助言 輸出者が「輸出者等遵守基準」の要件または I C P を部分的に実施していなかった場合
    - ③指示なし 輸出者が「輸出者等遵守基準」又は I C P に基づいて適切に輸出管理を行っていた場合
  - ✓ 現地検査で法違反が発見された場合は、出荷後検査を開始する。
  - ※2012年7月以降、非ホワイト国向けを含んだ特別一般包括許可を取得する際は、実地調査(立入検査含む)の事前 実施が要件化。

## 【参考】チェックリスト (例)

評価項目		A 欄:輸出管理内部規程上の取扱	B欄:実際の取組	備考			
輸出管理	輸出管理体制						
1-1	輸出管理の最高責任者(注)は、組織を代表する者か。(注)「最高責任者」とは、輸出者等遵守基準を定める省令(平成21年経済産業省令第60号。この自己管理チェックリストにおいて、「遵守基準省令」という。)第1条第2号イの統括責任者に相当する。	①輸出管理内部規程上で定めている ②輸出管理内部規程以外の規程等で 定めている ③輸出管理内部規程上では定めていな い	ア輸出管理内部規程どおり組織を代表する者が就任している (イ)輸出管理内部規程とは異なる(又は輸出管理内部規程がない)が組織を代表する者が就任している (ウ)上記以外の者が就任している (エ)不在である	輸出管理内部規程の名称及び 条項を記入すること。輸出管理 内部規程の名称:輸出管理内 部規程の条項			
1-2	輸出管理に関する業務分担及び責任 範囲は明確か。 該当する選択肢を選	①輸出管理内部規程上で定めており明確である ②輸出管理内部規程以外の規程等で定めており明確である 3輸出管理内部規程上の定めがない	A欄に①又は②と記入した場合: (ア)輸出管理内部規程どおり運用している (イ)輸出管理内部規程どおり運用していない A欄に③と記入した場合: (ウ)運用上、業務分担又は責任範囲が明確になっている(エ)運用上も不明確である	輸出管理内部規程の名称及び 条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項:			
	· · ·						
9-5 (2)	輸出関連書類等が包括許可取扱要領 II 4 (1)②に規定する返送に係る輸出又は包括許可取扱要領 II 4 (2)②に規定する返送に係る技術の提供後一律7年以上保存されるよう定めているか。	①輸出管理内部規程上7年以上保存されるよう定めている ②輸出管理内部規程以外の規程で7年以上保存されるよう定めている ③定めていない ④他者の輸出管理内部規程を適用して7年以上保存されるよう定めている	ア返送に係るすべての輸出関係書類等を7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている)(イ)実施していない部門が一部あったが改善し、現在はすべて7年以上保存している(又は7年以上保存する体制を整えている)(ウ)保存していない書類が一部ある(エ)まだ実施していない	輸出管理内部規程の名称及び 条項を記入すること。 輸出管理内部規程の名称: 輸出管理内部規程の条項: B欄で「(イ)」を選択した場合に は、改善時期及び改善内容を、 「(ウ)」を選択した場合には、保 存していない書類は具体的に何 かを、以下に記入すること。 取組状況:			